

名古屋北 法人会だより

No.

165

2026年 5月

[題字] 名古屋北税務署長 富永治之



社団化50周年記念講演会 杉村太蔵 氏



公益社団法人 名古屋北法人会



公益社団法人
名古屋北法人会

第51回通常総会 記念講演会のお知らせ

日時

6月11日(木)

通常総会 13時30分～14時30分
記念講演会 14時45分～16時15分

会場

名古屋市北文化小劇場
北区志賀4-60-31 東志賀公園西隣

議事

第1号議案 議事録署名の理事選任の件
第2号議案 令和7年度決算承認の件
第3号議案 その他

※第51回通常総会の議案書を同封していますので、ご確認ください。

通常総会の成立には、委任状提出者を含み、正会員の過半数の出席を必要としますので、お手数でも同封の「委任状はがき」を必ずご提出
くださいますよう、お願いいたします。

か く こう ぞ う

講演

加来 耕三 氏

歴史家・作家

テーマ

歴史に学び、未来を読む

聴講無料!

記念講演会

一般の方も聴講できます。
名古屋北法人会事務局へ
お問い合わせください。

講師ご紹介

昭和33(1958)年10月、大阪市生まれ。

奈良大学文学部史学科を卒業。学生生活を経て、昭和59年(1984)に奈良大学文学部研究員。現在は大学・企業の講師を務めながら、歴史家・作家として独自の史観にもとづく著作活動を行っている。内外情勢調査会講師、地方行財政調査会講師、中小企業大学校講師、政経懇話会講師も務める。

日本推理作家協会会員。日本武道学会会員。

現在、ラジオ番組『加来耕三の「歴史あれこれ」』、テレビ番組『誰でも考えなくなる「正解の無いクイズ」』に出演中。また、『先人たちの底力 知恵泉』『英雄たちの選択』をはじめ、多くのテレビ、ラジオ番組に出演。

著書は、監修・翻訳等を合わせると400作を超える。

◆午後2時30分までは、(公社)名古屋北法人会の通常総会を開催中のため、一般のお客様はホール内へご入場いただくことはできません。

第51回通常総会、記念講演会のお知らせ

国税広報	1
愛知県広報	4
名古屋市広報	5
税理士会	7
会員のページ	9
「古事記」について 守山北支部 株式会社マネジメントサポート 寺本幸隆	
社団化50周年記念事業	11
法人会事業	13
支部報告	15
青年部会活動レポート	17
女性部会活動レポート	19
名古屋市内9法人会合同講演会 「許すチカラ」 金子恵美	21
新会員紹介	24
変更届様式	25
会員広告	

今回の表紙



杉村太蔵氏 プロフィール

北海道旭川市出身。外資系証券会社を経て、2005年に衆議院議員に最年少当選し、若年者雇用環境改善に尽力。現在はメディア出演のほか、地域活性化事業にも注力し、各地でにぎわい創出を推進。趣味はテニス。三児の父。

税務署からのお知らせ

「デジタルインボイス」

PDFの請求書は「デジタルインボイス」ではありません！

デジタルインボイス？

うちの会社は、請求書をPDFにしてメールで送っているけど…？



それは、電子インボイスですね。

デジタルインボイス(Peppol)は、請求情報を、売り手側のシステムから買い手側のシステムに対し、人手を介することなく、直接データ連携し自動処理される仕組みのことです。

すべてデータでやりとりされるため、紙やPDFの請求書で必要だった様々な処理が不要となり、売り手と買い手双方の経理業務の自動化・効率化が期待されます。



	紙のインボイス	電子インボイス (PDFやExcelデータのメール送付)	デジタルインボイス (Peppol)	
売り手(発行)	請求書の印刷や封入が手間 郵送費も… 	請求書がデータで送れる でも買い手側は… 	請求書がデータで送れる 買い手と異なるシステムでもOK! 効率UP! 	デジタルインボイスで
買い手(受領)	入力処理が大変 入力ミスも… 	自動処理が可能となり 手入力が不要! 売り手と異なるシステムでもOK! 効率UP! 	売り手も買い手も 業務が効率化! 	

※この案内において「デジタルインボイス」として記載されている内容は、Peppolに対応したデジタルインボイスを前提としています。

既に導入済の企業もあります！

デジタルインボイス導入済事業者の活用事例により導入のメリット等をご確認いただけます。

デジタルインボイス活用事例はこちら →
(デジタルインボイス推進協議会(EIPA)ホームページ) <https://www.eipa.jp/case>



デジタルインボイス導入までの流れ

導入をご検討の際は以下のステップをご確認ください。



STEP
01

デジタルインボイスに対応した会計ソフト等の確認/導入

まずは、自社でご利用の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応しているかご確認ください。対応していない場合は、対応したサービスを導入いただく必要があります。

デジタルインボイス対応済サービス

※デジタルインボイス対応済サービスについては、下部に記載のEIPAホームページにてご確認ください。

STEP
02

ペポル「Peppol ID」の取得

利用開始に当たっては、デジタル庁に認定を受けたPeppolサービスプロバイダから「Peppol ID」を取得する必要があります。取得方法は、ご利用のサービスによって異なりますが、導入しているデジタルインボイス対応済サービスを通じて取得することが一般的です。

Peppol ID

STEP
03

取引先のPeppol IDの収集・取引先への案内

デジタルインボイスを取引先へ送信するためには、取引先のPeppol IDが必要となります。また、送付開始に当たっては、取引先への送付方法の変更の案内等を行った上で、開始するのが一般的です。デジタルインボイスでの請求書の受領を希望する場合は、請求元へ自社のPeppol IDを伝える必要があります。

取引先のPeppol IDの収集

取引先への開始案内



30社以上の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応！

まずは、自社でご利用の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応しているかご確認ください。



デジタルインボイス(Peppol)対応済サービスはこちら ⇒
(デジタルインボイス推進協議会(EIPA)ホームページ) <https://www.eipa.jp/service>



デジタルインボイスに対応した会計ソフト等の導入は、デジタル化・AI導入補助金の利用もご検討ください！

中小企業・小規模事業者がデジタル化に活用できる補助金です。










<https://it-shien.sMRI.go.jp/> ← 「デジタル化・AI導入補助金(旧:IT導入補助金)」ホームページはこちら

国税庁は、事業者の皆様の業務のデジタル化促進に向けて取り組んでいます。

国税庁ホームページ「事業者のデジタル化促進」特設ページはこちら ⇒
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jigyousyadx.htm>



デジタル化に関する相談窓口一覧

相談内容	相談先／電話番号等				
<p>① 経営に関する一般的なご相談</p> <p>商工会・商工会議所の会員の方はもちろんのこと、非会員でも相談可能な経営支援の相談窓口</p>	<p>お近くの商工会または商工会議所 以下の検索ワードで検索、またはQRコードを読み取ってサイトから電話番号等をご確認ください</p> <hr/> <p>全国商工会</p> <table border="1"> <tr> <td>全国各地の商工会WEBサーチ</td> <td>検索</td> </tr> </table>  <hr/> <p>日本商工会議所</p> <table border="1"> <tr> <td>商工会議所検索</td> <td>検索</td> </tr> </table> 	全国各地の商工会WEBサーチ	検索	商工会議所検索	検索
全国各地の商工会WEBサーチ	検索				
商工会議所検索	検索				
<p>② 経営に関する一般的なご相談</p> <p>売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けた提案や、適切な支援機関の紹介を行う相談窓口</p>	<p>各都道府県のよろず支援拠点 以下の検索ワードで検索、またはQRコードを読み取ってサイトから電話番号等をご確認ください</p> <hr/> <p>よろず支援拠点全国本部</p> <table border="1"> <tr> <td>よろず支援拠点一覧</td> <td>検索</td> </tr> </table> 	よろず支援拠点一覧	検索		
よろず支援拠点一覧	検索				
<p>③ IT 利活用に関するご相談</p> <p>ITコーディネーター等のIT専門家とオンライン面談が可能な相談窓口</p>	<p>IT経営サポートセンター 以下の検索ワードで検索、またはQRコードを読み取ってサイトから相談日時を予約</p> <hr/> <table border="1"> <tr> <td>IT 経営サポートセンターHP</td> <td>検索</td> </tr> </table> 	IT 経営サポートセンターHP	検索		
IT 経営サポートセンターHP	検索				
<p>④ デジタル化・AI導入補助金 (旧:IT導入補助金)に関するご相談</p> <p>業務の効率化やDXの推進に向けたITツール等の導入費用を支援</p>	<p>デジタル化・AI導入補助金事務局 中小企業デジタル化・AI導入支援事業コールセンター</p> <hr/> <table border="1"> <tr> <td>デジタル化・AI導入補助金HP</td> <td>検索</td> </tr> </table>  <p>0570-666-376 (ナビダイヤル) 050-3133-3272 (IP 電話等) 【受付時間】 (9:30～17:30 土日祝・年末年始除く)</p>	デジタル化・AI導入補助金HP	検索		
デジタル化・AI導入補助金HP	検索				
<p>⑤ 適正記帳による経営の合理化に関するご相談</p> <p>青色申告会・納税協会の会員の方向けの相談窓口</p>	<p>お近くの青色申告会 以下の検索ワードで検索、またはQRコードを読み取ってサイトから電話番号等をご確認ください ※個人事業者の方に限ります。</p> <hr/> <p>全国青色申告会総連合</p> <table border="1"> <tr> <td>全国青色申告会総連合</td> <td>検索</td> </tr> </table>  <hr/> <p>お近くの納税協会 以下の検索ワードで検索、またはQRコードを読み取ってサイトから電話番号等をご確認ください</p> <hr/> <p>納税協会(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)</p> <table border="1"> <tr> <td>納税協会</td> <td>検索</td> </tr> </table> 	全国青色申告会総連合	検索	納税協会	検索
全国青色申告会総連合	検索				
納税協会	検索				

愛知県税だより

自動車税の納付をお忘れなく

◇6月1日（月）は、自動車税の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、4月30日（木）に県税事務所から納税通知書を発送しますので、納期限までに納付してください。

パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード（決済手数料がかかります）やインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリによる納付をしていただけます。

また、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等でも納付が可能です（納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください）。

なお、名義変更や廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、名古屋北部県税事務所にご連絡ください。

○問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第二課 自動車税グループ

電話 052-531-6305

※自動車税に関する詳しいことは、愛知県総務局税務課Webサイト

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>) をご覧ください。

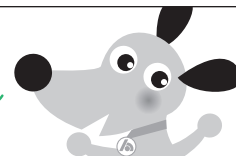


キャッシュレス納付をご利用ください

おすすめ

国税の納税には、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない、大変便利な「キャッシュレス納付」があります。是非ご利用ください。

簡単・便利



ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)

e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して口座引落しにより納付する方法です。
利用する場合は、事前に届出書の提出が必要になります。



振替納税

事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法です。申告所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。



インターネットバンキング

契約しているインターネットバンキング等から納付する方法です。



法人会は「キャッシュレス納付」の推進に協力しています。

クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカード支払機能を利用して納付する方法です。

※納付する金額に応じた決済手数料がかかります。

さらに詳しくはWEBへ

キャッシュレス納付 🔍 検索

スマホアプリ納付

スマートフォンから各種Pay払いを選択し、その残高から納付する方法です。納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。



名古屋市税だより

●法人市民税のご案内

法人市民税の税率について

・法人税割の税率

法人の区分		令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		8.4%
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるもの(注)	
③資本金の額または出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下のもの(注)	6.0%
④人格のない社団等		

(注1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人においては、上表の法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるかどうかの判定は、法人税額を関係市町村ごとに**按分する前の額**で行います。また、事業年度が1年に満たない場合は、「年2,500万円」を「2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と置きかえて判定します。

・均等割の税率

資本金等の額(注1)による 法人の区分	税率(年額)(注2)	
	従業者数(注3)50人以下	従業者数(注3)50人超
公益法人等、人格のない社団等	50,000円	
1千万円以下の法人	50,000円	120,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	130,000円	150,000円
1億円を超え10億円以下の法人	160,000円	400,000円
10億円を超え50億円以下の法人	410,000円	1,750,000円
50億円を超える法人	410,000円	3,000,000円

(注1) 次により算出した合計額を税率区分の基準とします。

※ 税率区分の基準(調整後の資本金等の額と資本金+資本準備金との比較)について
 調整後の資本金等の額 ≥ 資本金+資本準備金 ⇒ **調整後の資本金等の額**
 調整後の資本金等の額 < 資本金+資本準備金 ⇒ **資本金+資本準備金**

※ 調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 + 無償増資額 - 無償減資等による欠損填補額

※ 無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類(株主総会議事録等)を確定申告書に添付してください

(注2) 2以上の区に事務所等または寮等がある場合は、**区ごとに均等割額を計算し、合計したものが納付すべき均等割額**となります。

(注3) 区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

お問い合わせ先

栄市税事務所 法人課税課 (法人市民税担当)
 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)
 電話 052-959-3305

●軽自動車税のご案内

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対して、毎年4月1日現在の所有者に、定置場所在の市区町村で課税されます。4月2日以降に譲渡や廃車などをして、月割ではなく、その年度の税額の全額を納付していただきます。

名古屋市では、軽自動車税に関する事務を金山市税事務所で行っています。軽自動車税についてのお問い合わせは、金山市税事務所徴収課（軽自動車税担当）へお願いします。

原動機付自転車・小型特殊自動車を取得や廃車された場合の申告については、名古屋市電子申請サービスを利用したオンラインによる手続きまたは名古屋市内の最寄りの市税事務所、区役所・支所の税務窓口で受け付けています。

なお、三輪以上の軽自動車に関しては一般社団法人全国軽自動車協会連合会 愛知事務所で、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車に関しては愛知運輸支局で申告を受け付けています。

三輪以上の軽自動車については最初の新規検査の年月や車両の環境性能によって適用される税率が変わります。

例)

		令和8年度の課税
四輪以上の 軽自動車 (乗用・自家用)	平成27年3月以前 に最初の新規検査 を受けた車両	7,200円 ただし、最初の新規検査が平成25年3月以前の場合は 重課税率（12,900円）が適用
	平成27年4月以後 に最初の新規検査 を受けた車両	10,800円 ただし、最初の新規検査が令和7年4月から令和8年3月、 かつ、一定基準の環境性能を有する場合は令和8年度分 に限り軽減税率（2,700円）が適用

お問い合わせ先

金山市税事務所 徴収課（軽自動車税担当）
〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル）
電話 052-324-9803

●簡単・便利！ インターネットでの市税の申告！

名古屋市では、エルタックス（eLTAX）を利用して、インターネットによる申告の受付を行っています。また、電子納税をすることができます。

- 電子申告が可能な市税の税目
個人住民税、法人市民税、事業所税、固定資産税（償却資産） 等
- 電子納税が可能な市税の税目
個人住民税（特別徴収）、法人市民税、事業所税 等
- エルタックスについてのお問い合わせ先
エルタックスホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）

インボイス制度、これからどう変わる？

名古屋税理士会名古屋北支部 税理士 松本充平

令和8年度税制改正大綱のポイントを読み解く

令和5年10月にスタートした消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）。導入から約1年半が経過し、「ようやく慣れてきた」という経営者の方も増えてきた頃ではないでしょうか。

そんな中、令和7年12月に閣議決定された令和8年度税制改正大綱に、インボイス制度に関わる重要な改正が盛り込まれました。今回は、中小企業の経営者の皆さまに直接関係するポイントを、できるだけわかりやすくご説明します。

そもそも「経過措置」とは何か

インボイス制度では、消費税の仕入税額控除を受けるために「適格請求書（インボイス）」の保存が必要です。インボイスを発行できるのは、税務署に登録した「適格請求書発行事業者」に限られます。消費税の納税を免除されている「免税事業者」はインボイスを発行できないため、免税事業者と取引している課税事業者は、その取引にかかる消費税を控除できない、という不利益が生じます。

この急激な負担増を和らげるために設けられたのが「経過措置」です。制度開始時から、①免税事業者との取引でも一定割合を控除できる措置（買い手側の措置）、②免税事業者がインボイス登録した場合に納税額を大幅に抑えられる「2割特例」（売り手側の措置）の2つが設けられてきました。

この両方が、今回の改正で大きく見直されることになりました。

ポイント① 「2割特例」が「3割特例」に変わる

— 個人事業主の方に関係します —

インボイス登録を機に免税事業者から課税事業者となった小規模な事業者を対象に設けられてきた「2割特例」。これは、消費税の納付税額を「売上時に預かった消費税額の2割」だけにできる、非常にシンプルで負担の少ない特例でした。

この2割特例は令和8年（2026年）9月30日をもって終了します。

ただし、法人の2割特例は当初の予定どおり終了する一方、個人事業者については、令和9年分および令和10年分の2年間に限り、納税額を売上税額の「3割」とすることができる新たな措置が設けられます。

「2割から3割に増える」と聞くと負担増に聞こえますが、何もなければ本則課税や簡易課税へ完全移行するところを、さらに2年間の猶予が設けられたということです。特にサービス業（第5種事業）に該当する個人事業主の場合、簡易課税のみなし仕入率が50%のため、2割負担からいきなり5割負担へと税負担が2.5倍に急増するリスクがありました。今回の措置はそうした急激な変化を和らげるものと言えます。

なお、この特例は個人事業者に限られており、法人には適用されません。法人の場合は、令和8年10月以降、原則課税か簡易課税への切り替えが必要になります。

ポイント② 「免税事業者との取引」に対する控除の経過措置が延長・見直し

— 取引先に免税事業者がいる課税事業者の方に関係します —

買い手側の経過措置、つまり「免税事業者との取引でも一定割合を控除できる措置」についても、大きな見直しが行われます。

令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月からは3割という段階的な縮小となり、最終的な適用期限が令和13年（2031年）9月末まで、当初の期限から2年間延長されることになりました。

改正前後のスケジュールを整理すると、次のようになります。

改正前は「令和8年10月に一気に80%→50%に下がり、令和11年9月末に終了」という予定でしたが、今回の改正により段階的かつ緩やかな縮小スケジュールに変更されました。

期 間	控除割合
～令和8年9月（2026年9月）	80%（現行どおり）
令和8年10月～令和10年9月	70%
令和10年10月～令和12年9月	50%
令和12年10月～令和13年9月	30%
令和13年10月～	廃止（控除なし）

一点注意が必要なのは、この経過措置が租税回避に利用されているケースを踏まえ、1課税期間において、上記経過措置が適用となる1免税事業者との年間取引金額（課税仕入の額の合計額）の上限が、現行の10億円から1億円に引き下げられる点です。国内の一般的な中小企業にとっては実質的な影響はほとんどないと考えられますが、念のためご確認ください。

経営者として今、何を考えておくべきか

今回の改正は「制度の廃止」ではなく、あくまで「段階的な定着」に向けた調整です。最終的には免税事業者との取引において消費税の控除が一切認められない時代が来ることに変わりはありません。猶予期間を無駄にしないよう、自社の立場に応じて今から準備を進めておくことが重要です。

【取引先に免税事業者がいる課税事業者の場合】

控除できる割合は今後も段階的に下がっていきます。たとえば、年間110万円（税込）の外注費を免税業者に支払っている場合を考えてみましょう。現在は消費税10万円のうち8万円を控除できますが、令和8年10月以降は7万円、令和10年10月以降は5万円と、じわじわと実質的なコストが増えていきます。

そのため、取引先の消費税の登録状況を今一度整理しておくことをお勧めします。インボイス未登録の取引先が多い場合、今後のコスト増の影響が積み重なる可能性があります。とはいえ、免税事業者に対して一方的にインボイス登録を迫ることは、独占禁止法や下請法の観点からも慎重に行う必要があります。まずは「自社の取引全体で、どの程度の影響があるか」を数字で把握することが先決です。

具体的なアクションとしては、取引先ごとにインボイス登録の有無を確認し、未登録の取引先との年間取引金額を集計した上で、今後の方針を検討する流れが現実的です。顧問税理士に依頼してシミュレーションを行うと、より正確な見通しが立てられます。

【法人でインボイス登録している場合】

法人の2割特例は令和8年9月末で終了し、その後に使える軽減措置はありません。令和8年10月以降は、「原則課税」か「簡易課税」のいずれかで消費税を計算することになります。

ここで重要なのが、簡易課税制度の選択です。簡易課税とは、業種ごとに定められた「みなし仕入率」を使って消費税の納付額を計算する方法で、実際の取引先がインボイス未登録であっても影響を受けないというメリットがあります。売上規模が基準額（現行5,000万円）以下の法人は選択できます。

ただし、簡易課税制度は適用を受けたい課税期間の前日までに届出書の提出が必要です。たとえば令和8年10月開始の課税期間から適用したい場合、事業年度によっては令和8年9月末までに届出が必要になるケースがあります。「検討してから」では手遅れになる可能性があるため、早めに顧問税理士にご相談ください。（簡易課税制度の選択の届出時期には、一定の経過措置があるので、あらかじめご確認ください）

一方、原則課税が有利になるケースもあります。大規模な設備投資を予定している場合や、消費税の還付が見込まれる場合は、原則課税のままのほうが有利になることがあります。どちらが得かは業種や経費構造によって異なるため、一概には言えません。自社の状況を踏まえた判断が必要です。

【取引先に「個人の免税事業者」がいる場合】

3割特例が終了する令和10年（2028年）申告分以降は、個人の免税事業者にとっても本格的な課税事業者としての納税が始まります。これを機に、取引先がインボイスを発行できるかどうかに関わらず、今後の取引の在り方を双方で話し合っておくことが重要です。

価格交渉の観点からは、免税事業者が課税事業者になることで納税負担が生じる分、報酬額の見直しを求められるケースも出てくるでしょう。逆に、インボイス登録をしてもらうことで買い手側（自社）の控除が確保できるメリットもあります。どちらが得かは個別の取引状況によりますが、「令和10年以降を見据えた準備」として、今から少しずつ話し合いを進めておく心安いです。

おわりに

「まだ経過措置があるから大丈夫」と思いがちですが、今回の延長は「恒久化」ではなく、あくまで「猶予の延長」にすぎません。制度の終着点は変わっておらず、そこに向かって確実に歩みが進んでいます。

この機会を、自社の消費税の取り扱いや取引先との関係を見直すきっかけとしていただければ幸いです。「自社の場合はどうすればいいのか」と迷われたときは、ぜひ顧問税理士や法人会の相談窓口にお声がけください。

なお、令和8年度税制改正大綱は、法制化前の段階であるため、内容が変更となる可能性があることをあらかじめご承知おきください。

「古事記」について



守山北支部 株式会社マネジメントサポート 寺本幸隆

日本は「現存する最古の国」であることをご存知でしょうか？

今年、日本は皇紀二六八六年になります。建国2686年です。初代天皇が即位してからの歴史です。その前後の、国が生まれる神話から建国、そしてその後へと続く話として伝わっているのが「古事記」であります。

私が「古事記」と出会ったのは今から三十年程前になります。

当時、様々な知識や知恵を持っており、人格的にも尊敬できる講師に「お薦めの本を教えてください、特にこの歴史ある日本で書かれた本の中にありませんでしょうか？」と尋ねたところ、

「あるよ、ただ、そのまま読むと荒唐無稽な話のように思うかもしれないけど、^{ことだまがく}言霊学で読むと素晴らしい内容の本がある」と答えてくれました。

その本が「古事記」でした。

それから、その先生をお呼びして、月一回のペースで古事記研究会を開催しました。

古事記には、古代日本民族の様々な知恵が詰まっています。

その真意を、知恵を、素直に受け容れると、大抵の事は乗り越えることができるのではないか?と思っています。

仕事における事例としてご紹介出来ることもあります。

数年前のことですが、それまで年間で多くの取引があった先から、「このことを受け入れてくれないければ、今後の取引は無しにさせて頂く」という圧力を受けました。

筋を通した仕事をしている自負のあった私には、正に寝耳に水の話でした。一度話し合いをしたい、と、一週間後にその社長と会う約束をしました。

いろいろ経緯を整理している時にふと浮かんだのは、古事記の中の^{くにゆず}国譲りの場面と、その場面の真理を自分で纏めた短歌でした。

「^{かたな}刀より ^{つるぎ}剣の心 ^{あか}交渉は ^{あか}明き心で ^{ことむ やわ}言趣け和せ」

^{あまつくに}天津国から^{あしはらなかつくに}葦原中国に三番目の交渉役としてやってきた^{たけみかづちのかみ}建御雷神は、降り立った海辺で、^{つるぎ}持ってきた剣を逆さまに立て、その剣の上に^{あぐら}胡座をかいて座り、交渉した、とあります。

古事記の師匠からは「剣の心」として学んでおった事が浮かんだのです。

刀は片方が切れるが、^{つるぎ}剣は^{あぐら}両刃の^{もろは}剣ともいうように両方が切れます。

交渉する方が「^{あか}明き心」でなければ、相手を切る時に自分も切れてしまう。

明き心とは、“清らかな明るい心”であります。

言い換えれば? “私心の無い心”、赤子のような純粋な心であります。
 明き心の反対は “汚き心” であり、きたな 邪な、よこしま 打算的な考えであります。

この明き心で交渉しようと考え、その考えを、誠意と、毅然たる態度で現し、交渉に臨みました。

その明き心が活きたのでしょうか、一度は決裂したように見えた交渉が、急転回し、双方にとって最も良い友好的な結果となりました。

この事例で最も有り難かったのが、交渉することが決まってから当日までの一週間、心の中に、良い結果になる自信が自然に持てたことでした。

古事記の話の中には、物語として伝えられてきた、印象的な面白い話が沢山あります。

国生み、よみ 黄泉の国、三貴神誕生、岩戸隠れ、岩戸開き、やまた おろち いなば 八岐の大蛇、しろうさぎ おおくにぬし 稲羽の素戔、ゆず 大国主の試練、国譲り、てんそんこうりん やまさちひこうにさちひこ 天孫降臨、山幸彦海幸彦など、

それぞれの話の情景が思い浮かぶようになれば、

私達の生活で起こる色々な問題に対しても、何か解決に参考になる知恵が入っていると言えるかと思います。

古事記には、天地創造から始まる壮大な物語の中の、一つ一つの話に深い意味があり、そしてそれを読む人によって、感じるもの、掴むものがそれぞれ違う、違っても全く構わない、という大らかさがあります。

正に私の気に入っている言葉「原理を知ればあとは自由」で言う根本原理なのだと思います。

そして古事記を読んでいくと、古代日本民族と私達は繋がっているのだと確信が持てるようになって来ます。このことも短歌にしてみました。

「神と人 日本の神話 よく読めば 元は同じで 今も続くよ」

今年の新しいチャレンジとして、日本神話である「古事記上つ巻」から、日本の建国以降の話である「古事記中つ巻」の研究会を始めました。

神武天皇が大和の地で日本の初代天皇として即位した皇紀元年からの日本の歴史にかかわる話です。これが、やり始めると新しい発見ばかりで非常に面白いです。

歴史を切り開いてきた日本人の祖先の生々しい生き様に触れる事が出来ると共に、時々、神代の編（上つ巻）に出て来られる神々の助けを受けながら、困難な事に立ち向かって行く

“大先輩達” の姿が思い浮かんで来ます。

古事記中つ巻…これも拾い物かも（笑）

日本の建国と、いよいよ栄えるいやさか 弥栄の原理を表している「古事記」をお薦めします。

記念
講演会

演題

僕の人生、山あり谷あり、笑いあり!?
～そこから見た、私たちの将来と日本の未来～

第一部の記念講演会では、元衆議院議員の杉村太蔵氏を講師にお迎えし、ご自身の経験をもとに、挑戦することの大切さや人との出会いの意義について、ユーモアを交えながらご講演いただきました。会場は笑いと感動に包まれ、来場者の皆様に強い印象を残す内容となりました。

身振り手振りも豊かに、
90分間があっという間に
過ぎました。



社団化50周年記念事業 ～会員が元気になる1日～

記念式典

第二部の記念式典では、税務関係者をはじめとする多数のご来賓のご臨席のもと、ご祝辞を頂戴し、本会の長年の活動に対するご評価と今後への期待のお言葉をいただきました。あわせて、功労のあった会員企業への感謝状贈呈や、「50年のあゆみ」を振り返る記念映像の上映を行いました。



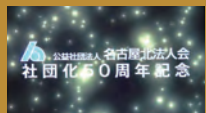
式辞を述べる小田会長

細井 課税第二部長様

山田 愛知県連専務理事様

力強く宣言する堀田青年部会長

／ 本部署理事在任年数50年以上の会社及び歴代会長経験者に感謝状を贈呈しました。／



このQRコードから
映像をご覧ください



会員交流 大懇親会

第三部の会員交流大懇親会では、約240名の会員が参加し、支部ごとに和やかな雰囲気の中で交流を深めました。青年部会による支部対抗「〇×税金クイズ」も実施され、会場は大いに盛り上がりました。

川口清次第9代会長による乾杯に始まり、
支部、テーブルを超えて和やかな懇談タイムが始まりました。



青年部会が練りに練った
「大人の税金クイズ」で、
会場の盛り上がりは絶頂へ。
賞品にも工夫がみられます。

去る2月2日、名古屋北法人会は、社団法人設立50周年を記念し、名古屋東急ホテルにおいて記念行事を開催いたしました。半世紀にわたる歩みを振り返るとともに、税知識の普及や納税意識の高揚、地域企業と地域社会の健全な発展への貢献という使命を、今後一層推進していく決意を新たにす機会となりました。当日は多くの皆様にご来場を賜り、誠にありがとうございました。



ミニ 物産展

会場ロビーではミニ物産展を開催し、会員企業による商品PRや販売が行われ、多くの来場者で賑わいました。新たな交流とつながりが生まれる有意義な機会となりました。



次の50年へ

本記念行事を契機として、名古屋北法人会は次の50年に向け、より一層の発展と地域社会への貢献に努めてまいります。法人会の更なる飛躍に対し、皆様のお力をお貸しください。

市内合同講演会



1.27 場所／Niterra日本特殊陶業市民会館
「許すチカラ」
講師／金子恵美 氏
講演記事は21～23ページをご覧ください。

記念講演会・記念式典

2.2 社団化50周年記念
場所／名古屋東急ホテル
1部 記念講演会
2部 記念式典
3部 記念祝宴会



決算期別説明会

2.6 「決算・申告のポイント」
「自主点検チェックシートの活用」ほか
場所／法人会研修室
講師／名古屋北税務署
法人課税第1部門
審理担当官 広瀬達大 氏



租税教育活動

3.28 黒川友禅流し 協賛
小学生向け税金クイズ

好天にも恵まれ、満開の桜のもと、北区の春の風物詩「黒川友禅流し」のイベントが開催され、子供たちを対象に「税金クイズ」を展開しました。

税金クイズにチャレンジした子供たちは、参加賞のけんたの吹戻笛をピーピー鳴らしながらお祭りを楽しんでいました。



観劇研修会

12.4 講演会「ミュージカル『マンマ・ミーア』の楽しみ方
 場所／名鉄グランドホテル
 講師／四季株式会社 名古屋営業部 木下明莉 氏

観劇／「マンマ・ミーア」劇団四季
 場所／名古屋四季劇場



役員会

1.19 理事会・名古屋北税務署長講話
 場所／アイリス愛知
 「税のよもやま話」
 講師／名古屋北税務署 署長 富永治之 氏



2.20 広報委員会
 場所／魚鉄



3.4 広報委員会 広報誌表紙撮影会
 場所／志段味古墳群、大森寺

3.11 税制委員会
 場所／魚鉄

3.19 運営会議
 場所／アイリスあいち

活動レポート

見学研修会

杉村
支部

大杉
支部

清水
支部

3支部合同見学研修会

12.5 場所／蒲郡方面



＼旅のしおり／

- 9:00 観光バスにて出発
にぎりの徳兵衛(北区)に集合
- 11:30 現地到着
蒲郡クラシックホテルへ
見学とランチ
- 13:20 竹島水族館へ
館内を自由見学
- 14:40 蒲郡ボート場へ
施設見学とレクチャー
を受けて、観戦!
- 17:00 現地出発。帰路へ
- 18:30 到着
集合場所にて解散

役員会

楠
支部

12.3 場所／楠地区会館



楠
支部

1.23 場所／浅草平蔵



北陵
支部

2.13 場所／魚鉄



大森
支部

12.12 場所／知多海



守山北
支部

2.10 場所／大洋苑



瀬古
支部

2.13 場所／長楽



見学研修会

瀬古 守山 小幡
支部 支部 支部 **3支部合同観劇研修会**

12.11 場所／なんばグランド花月
演目／「年末恒例よしもと大爆笑」



観劇のしおり
7:00 観光バスにて出発
小幡駅に集合
往路バス車内にて、
「よしもの新喜劇」の
歴史・工夫・若手育成
に関する研修を聴く
11:00 なんばグランド花月
到着、観劇
14:00 現地出発。帰路へ
17:20 到着
集合場所にて解散



杉村 大杉 清水
支部 支部 支部

2.16 場所／法人会研修室



若葉
支部

2.18 場所／魚鉄



杉村 大杉 清水
支部 支部 支部

3支部長会

3.3 場所／法人会研修室

守山
支部

2.17 場所／すし処 友佑



小幡
支部

2.25 場所／悟空



大森
支部

3.26 場所／知多海



活動レポート

名古屋9法人会合同事業

2.16 場所／Party Lounge KNIGHT

恒例となっている名古屋9法人会の合同事業が開催され、本年度は名古屋北法人会青年部会が主幹事を務めました。



第1部では、日本ベップトーク普及協会の岩崎由純氏を講師に迎え、「ベップトーク」の実践法についてご講演いただきました。言葉の力でチームのモチベーションを高める手法は、経営者にとって非常に示唆に富む内容であり、参加者からも「大変勉強になった」との声が多く寄せられました。

第2部では、副主幹である名古屋中村法人会青年部会の設営により「法人会対抗・格付けチェック」を実施。各単位会が趣向を凝らした問題を持ち寄って、相互に出題し、「一流法人会」の座を競い合う中で、会員同士の交流も一層深まる有意義な時間となりました。

税務研修会

12.11 「法人税の調査について」

講師／名古屋北税務署 法人第一統括官 吉田康博 氏
場所／アイリス愛知

名古屋北税務署の吉田法人第一統括官を講師にお招きして、令和6年度における法人申告事績、調査事績の概要に関するお話をいただきました。

税務署は、AIも活用しながら、あらゆる機会を通じて収集した資料情報等や申告書の分析・検討により調査必要度の高い法人を対象に、年間5万4千件もの実地調査を行っているとのこと。また、調査1件当たりの追徴税額がこの10年間で2番目の高水準だったと聞き、驚くと同時に、正しい申告に努めなければ、との思いを新たにしました次第です。



健康増進ボウリング大会

3.14 場所／ROUND1千種



役員会

12.10 場所／法人会研修室



2.19 場所／法人会研修室



2.6 場所／法人会研修室



減少する部会員を増やすための方策や、名古屋9法人会合同事業の段取りなどをはじめ、より一層楽しい青年部会づくりに向けて、熱心に協議を重ねています。

新春 名古屋北税務署長を囲む会



1.21 講師／名古屋北税務署 署長 富永治之 氏
場所／名古屋観光ホテル

署長様のご出身地である静岡県の文化や歴史の他、査察制度について、クイズ形式も取り入れながら、とても親しみやすくお話しいただきました。

また、イタリアンランチメニューは、とても美味しく、会場は部会員の皆さまの笑顔に満ち溢れていました。

「川柳・俳句」最優秀賞

川柳部門

酷暑にも
めげず手料理
母の愛

(株)大陶建物

川村順子様

俳句部門

酷暑中
母の便りも
滞る

(株)インシユート

坂口英子様



(川柳) 川村順子さん (写真右側)、授賞式にて

場所／名古屋観光ホテル
募集期間／10.1～11.28
お題／①米 ②アメリカ
③大阪・関西万博 ④酷暑
作品応募数／24点

税務研修会

2.12 ドラマ『おコメの女 - 国税局資料調査課・雑国室 -』にまつわる税のお話

講師／名古屋北税務署 法人課税第一部門 統括官 吉田康博氏

場所／法人会研修室



役員会

12.18 1.21 2.12 3.18

許すチカラ

講師／金子 恵美 氏

日時／令和8年1月27日（火）
会場／Niterra日本特殊陶業市民会館
フォレストホール
主幹／公益社団法人熱田法人会

手話通訳士：川本明彦 氏



プロフィール

1978年、新潟県生まれ。2007年新潟市議会議員選挙で当選。2016年総務大臣政務官に就任。10年間の議員生活を経て、現在、コメンテーター、講師として活動する傍ら企業の社外取締役を務める。



名古屋法人会のみなさま、このたびはこのような機会をいただきありがとうございます。本日は「許すチカラ」という、少し重たく聞こえるテーマかもしれませんが、できるだけ難しく考えず、みなさまの日常や経営にも重ねながら、お話できればと思っています。

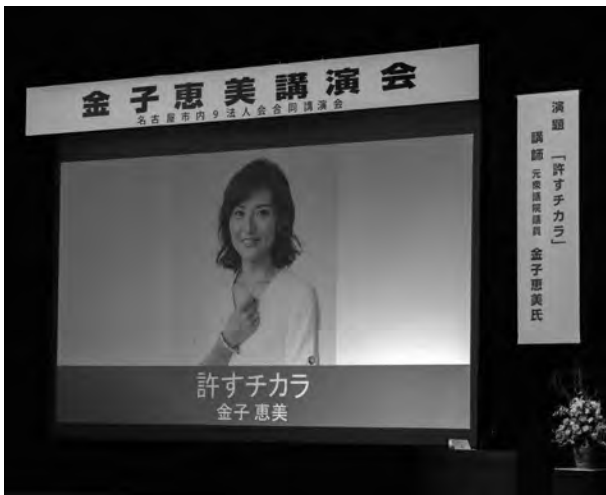
実は今日（公演日：令和8年1月27日）、衆議院選挙の公示日でもあります。本来であれば、こうした政治の話は脇に置くべきかもしれませんが、まったく触れずに進めるのも不自然ですので、まずは少しか時局のお話をさせていただきます。その後、本題である「許すチカラ」に入っていきます。

時局の中で感じていること

私は以前、総務大臣政務官として、高市総務大臣のもとで仕事をさせていただきました。高市さんは、当時から官僚が書いた答弁書をそのまま読むのではなく、ご自身の言葉で、赤ペンを入れながら答弁を組み立てる方でした。その姿を間近で見ていて、答弁の安定感や信念の強さに、いずれ大きな役割を担われる方だと感じていました。

今回の解散・総選挙についても、正直、多くの関係者が予想していなかったタイミングでした。少数与党という厳しい状況の中で、政権運営や国会運営の難しさを実感された結果の決断だったのだと思います。

エネルギー、安全保障、財政運営。どれも私たちの生活、そして企業経営に直結するテーマです。だからこそ、この選挙は非常に重要な意味を



持っています。ぜひ、みなさまには、候補者の言葉や政策を見極め、ご自身の一票を投じていただきたいと思います。さて、少し硬い話になりましたので、ここからは本題に戻ります。

「許すチカラ」

以前、テレビ番組の生放送で、唐突に「どうしたら、そんなに人を許せるんですか?」という質問を受けました。今日は、その問いに対する私なりの答えを、皆さんにお伝えしたいと思います。

私が考える「許すチカラ」とは、人を信じ直すチカラです。

許すという、「我慢する」「なかったことにする」と思われがちですが、そうではありません。一度壊れた信頼を、もう一度見つめ直し、相手のこれからを信じるかどうかを、自分で決める力だと思っています。

私の夫は、元国会議員の宮崎謙介です。彼が起こした出来事については、多くの方がご存じだと思います。

彼はもともと経営者出身で、政治の世界に入りました。政治の慣習や空気を知らず、良くも悪くも真っ直ぐで、尖った部分もあった人間です。男性の育児休業取得を宣言したことも、本人なりに社会を変えたいという想いからでした。

しかし、その言葉とは真逆の行動をとってしまい、結果、政治不信を広げることに。本人は深く反省しました。

そして、彼は自ら議員辞職を決断しました。女性

問題で役職を辞める人はいても、議員辞職を選んだケースは、極めて珍しいものです。最後の本会議にも、彼は出席しました。私は「そこまでしなくてもいいのでは」と伝えましたが、彼は「バッジをつけて送り出してくれた有権者への責任がある」と言いました。

私は、苦しい場面で逃げることなく向き合う彼のその姿勢を見たとき、この人は変わろうとしている、と感じました。

許される姿勢

私は、どんなことでも許すべきだとは思っていません。許すかどうかは、許される側の姿勢によって決まるものです。

逃げず、言い訳せず、自分の行動と向き合い、責任を引き受けようとしているか。

そこが見えなければ、私は許せなかったと思います。

人は完璧ではありません。

経営者も、政治家も、家庭の中のリーダーも、必ず失敗をします。大切なのは、その後、どう振る舞うかです。



想像するチカラ

政治の世界にいたことで、私は多くの人に出会いました。同じ出来事でも、人によって見え方や受け取り方がまったく違う。その背景には、生まれ育った環境や経験があります。

目の前の出来事だけで判断するのではなく、「なぜ、そうなったのか」「その裏に何があったのか」を考える癖が、自然と身につきました。それは、夫の出来事を受け止めるときにも、大きな助けになりました。

経営者にとっての「許すチカラ」

最後に、経営者の皆さんにお伝えしたいことです。会社経営においても、ミスや裏切りは起こります。そのとき、感情だけで切り捨てるのは簡単です。しかし、本当のリーダーシップとは、人を信じ直す覚悟を持てるかどうか、だと、私は思います。

もちろん、何でもかんでも許すわけではありません。ただ、「この人は変わるのか」「もう一度任せる価値があるのか」を見極め、その決断の責任を引き受ける。それが、リーダーの役割ではないでしょうか。

許すチカラとは、弱さではありません。人と組織



の未来に賭ける、強さです。

この私のお話が、みなさまの経営や人との向き合い方等、少しでも見つめ直すきっかけになれば幸いです。ご清聴、ありがとうございました。

この記事は令和8年1月27日(火)の講演の要約です。
文責／公益社団法人 名古屋北法人会



新会員紹介

ご入会ありがとうございました

2025.12/1~2026.3/31

支 部	会社名等・住所	代表者名・電話番号	業 種	勸奨社
上飯田	(有)弥栄通運 北区御成通3丁目5	今 枝 いし 915-9533	運送業	
山田	(株)レボテクノ 北区山田3丁目1-27	武 藤 圭 祐 386-8606	空調業	
大曾根	眞弓倫子税理士事務所 北区大曾根4-8-30 アーバンコート大曾根202号	眞 弓 倫 子 070-8467-7364	税理士	
清水	(株)あすたび 北区清水5丁目5-3 名北フロントビル502	青 木 幸 次 908-5115	旅行業	中日信用金庫本店
若葉	(株)Thank 北区黒川本通1丁目28-1 マックス黒川ビル3階	野 村 佳 生 908-2703	介護	
若葉	(有)西井田電気 北区辻町7丁目46-2	水 井 良 912-6474	建設	
守山	(株)T・Mファーマ 守山区小幡太田3-37	中 尾 智 子 797-9775	保険調剤薬局	
守山	(株)シックスシグマジャパン 守山区小幡宮ノ腰4-19	宮 本 秀 明 725-9795	建設業	
守山	社会保険労務士法人経営アシスト名古屋 守山区西島町13-24	伴 真 理 子 737-3017	社会保険労務士業	(公社)昭和法人会
小幡	(株)廣瀬技術研究所 守山区小幡北2513	廣 瀬 光 利 793-9254	電気機械器具製造業	(有)マツイ(瀬古) (株)ナカシロ(守山北)
大森	(株)ピースカンパニー 守山区藪田町901 GIMUCO・A号室	戎 谷 彰 展 737-8766	就労支援	
大森	(株)翔 守山区八剣1丁目303	米 津 翔 太 888-5412	訪問看護・パーソナルジム	名昭産業(株)
大森	(有)明和電機 守山区元郷2丁目309	千 味 伸 也 799-1638	制御盤・分電盤の設計・製作	
みどり	蒼藤(株) 守山区桔梗平3丁目306	藤 井 沙 季 737-8313	貸別荘業、葬儀業	(有)マツイ(瀬古)
みどり	MMY(同) 守山区桔梗平1丁目1214-2	高 森 一 晴 080-3624-3830	金型製作	東春信用金庫 志段味支店 (株)横井機械工作所
みどり	コムズ(株) 守山区下志段味3丁目2908	田 中 公 規 739-3031	建設業	大垣共立銀行守山支店(守山) (株)ナカシロ(守山北)
みどり	マルシヨウ建設(株) 守山区大字中志段味字吉田洞2880-1	斎 場 大 輔 739-0275	地盤改良工事、土木工事業	
守山北	(株)オットリーヤ・ナカザワ 守山区新守町55	中 澤 大 樹 880-5359	楽器の買取販売	(株)ナカシロ 名古屋銀行 守山支店
守山北	(株)丸八化成 守山区川北町187-1	金 田 将 典 793-6827	プラスチック製造業	(有)マツイ(瀬古)
区外 特別会員	坂口司法書士事務所 春日井市下条町2丁目4-14	坂 口 誓 哉 0568-86-5026	司法書士業	(株)ナカシロ(守山北) 瀬戸信用金庫 川村支店(守山北)

(敬称略)

＜名古屋北法人会事務局からのお願い＞

平素は法人会活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

下記事項について、該当事項がございましたらお手数でも名古屋北法人会事務局までご提出下さいますようお願い申し上げます。

- ◇法人所在地の移転・変更 ◇法人の組織・社名変更 ◇代表者の変更 ◇決算期の変更
◇資本金・出資金等の変更 ◇事業種目の変更 ◇電話番号・FAX番号の変更 ◇合併・解散等

変 更 届

年 月 日

公益社団法人名古屋北法人会宛

変更前の内容(旧) 変更内容にかかわらず既にお届出の内容で全てご記入下さい。

お届住所 又は所在地	〒 - TEL - FAX -				
フリガナ					
お届法人名					
フリガナ					
役職 代表者名					
資本金	万円	事業種目		決算期	月期

*** 下記事項に変更がありましたので連絡いたします。** にレ点を付けて下さい。

- 法人所在地の移転・変更 法人の組織・社名変更 代表者の変更 決算期の変更
資本金・出資金等の変更 事業種目の変更 電話番号・FAX番号の変更 合併・解散等

変更後の内容(新) 変更箇所のみご記入下さい。

お届住所 又は所在地	〒 - TEL - FAX -				
フリガナ					
お届法人名					
フリガナ					
役職 代表者名					
資本金	万円	事業種目		決算期	月期

* ご加入頂いています関連会社が複数ある場合は、コピーしてご使用下さい。

* 資本金が変更になった場合は、年会費が変更になる場合があります。

* ご提出頂いた個人情報、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度のご案内など本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

コピーしてお使い下さい。 ホームページからもダウンロード可能です。

公益社団法人名古屋北法人会事務局 TEL915-3886 FAX915-3850

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。

想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。

事故

納税資金

天災

病気

ケガ

入院

弔慰金

退職金

借入金



DAIDO 大同生命保険株式会社

名古屋支社/
愛知県名古屋市中区栄1-3-3(AMMNATビル5F)
TEL 052-855-0711

AIG AIG損害保険株式会社

名古屋支店/
愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)
TEL 052-685-6194